

第三節 扶助の機関及び費用の負担

第三編 公衆衛生及び医療

第一節 公衆衛生

第二節 医療

第三節 結核

第四節 費用の負担

第四編 社会福祉

第一節 社会福祉機関

第二節 福祉の措置

第三節 費用の負担

第五編 運営機構及び財政

第一章 運営機構

第一節 中央及び地方行政機関

第二節 権利の保護の機関

第三節 附属機関

第二章 財政

補則

「試案要綱」において八編から構成されていたのが「勸告」では五編にまとめられている。内容においては本質的に異なるものではないが、表現形式において著しくすぐれていることは認められてよい。内容的にみて「勸告」が「要綱」と異なる主な点を指摘すると次の如くである。

- 1 年金の扶養加算の条件としての不具廢疾の子女について要綱では十八歳未満と制限したが、勸告では年齢制限を削除した。
- 2 一般国民保険における養老年金の受給年齢が要綱では七五歳となっていたが、勸告では七十歳と改められた。
- 3 要綱における第二編「社会保険第二部」老

令、遺族及び廢疾」第二節「一般国民」、第四

「保険制度への移行」が勸告では削除された。

- 4 要綱における第五編「社会福祉」第三部「児童手当」が勸告では削除された。
- 5 中央行政機関については要綱では社会保険省を新設すると規定しているが、勸告では一部を他省に委任することができるとしている。

また「勸告」は財政上の負担を特に考慮して実行を政府に迫っている点に特色がある。すなわち社会保険制度調査会の「社会保険制度要綱」の総経費が当時の国民所得の三六%という高率を占めていたのに対し、「勸告」に基く総経費は八・二%という低率を示している。即ち昭和廿五年度における現行の社会保険、国家扶助、公衆衛生及び社会福祉に関する費用は経済安定本部推定の国民所得二兆九千二百二拾億に対して約五%であるが、勸告による社会保険制度の費用総額は二三九兆億円のぼるから右の国民所得に対して八・二%に相当すると推定されている。この増加は適用対象の増加、給付基準の引上げ及び直接医療費、その他国民個人の直接負担となつていたものが社会保険給付に振り替えられたがためであると勸告は指摘している。

アメリカ社会保障法の改正

一九五〇年社会保障改組法

アメリカの社会保障法の広汎な修正を行つた法案が一九五〇年八月二十八日に承認された。それはアメリカ社会保障法が一九三五年に採用されて

以来満十五週年になる。

一九五〇年の改組法は主として聯邦養老遺族保険制度に關したものであつて適用範圍ならびに給付が一九三七年以來始めて大幅に擴張された。一部の修正は失業保険、公共扶助ならびに児童福祉にも適用される。一九四九年下院を通過した法案に規定されていた永久、全部廢疾保険は改組法の最終決定以前に削除された。

改組法の主なる修正事項についてその概略を述べれば以下のとおりである。

(一) 養老遺族保険

(1) 適用範圍

一九五一年一月一日から従来その適用から除外されていたいくつかの範疇の用人ならびに一定の条件の下にはあるが大部分の非農自営者にも拡大適用されるに至つた。新規に強制的に適用を受ける用人には次の者が含まれている。

- (イ) 常用農業用人
 - (ロ) 農場外の一定の農産關係加工業に従事する用人
 - (ハ) 家事用人—非農家庭で常用され、少くとも二四日間継続勤務し、少くとも四半期に五〇弗の賃銀収入を有する者
 - (ニ) 一定の外交員ならびに請負制の代理店
 - (ホ) アメリカ国外においてアメリカ市民の雇用するアメリカ市民
 - (ヘ) 聯邦政府用人—但し他の聯邦退職制度の適用を受けない者
- 次に任意制により次の二箇の範疇の用人が追加適用を受ける。

(イ) 非営利機関の使用人

教師と宗教団体のメンバーは除かれるが、かかる機関の雇主とその使用人の三分の二の両者が加入を申請すれば適用を受ける。しかし適用賛成の使用人と新規の使用人のみに適用される。

(ロ) 州、地方政府の使用人にしてならんかの公共退職制度に加入していない者は、当該州政府が自ら聯邦機関と協定を結ぶならば、適用を受けることができる。

以上はすべて使用人或は被用者の範疇に属する者であるが、最後に自営者が適用を受けることとなつた。これには多少説明を必要とする。即ち自己の勘定或は共同で行う取引ないし営業によつて年間四〇〇弗以上の純収入をあげる自営者はこの新改組法の下に適用を受けることとなつたのである。しかし農業経営者や一定の専門的職業者即ち医師、法律家、建築家、会計士、技師等はいぜんとして除外されている。ここに使用されている自営の概念は国民所得税に使用される所得上の定義に基いている。一般に純所得―自営を構成している取引或は営業からの収入―は総所得から取引或は営業に帰せられる控除分を差引いたものと定義される。しかし不動産所得、配当や利子、資本収入等は通常自営を構成しない。

改組法における養老遺族保険の適用について最後に注目すべきは、ヴァージン諸島ならびにプエルト・リコへの適用拡大である。両地域において立法上かかる拡大適用を希望するならば適用を受けることができる。

上述の如き適用範囲の拡充改正の結果、強制適

用部門では週平均において約三〇〇万の使用人と四七〇万の自営者の増加が豫定され、更に任意部門において約二〇〇万の使用人が適用を受けることになるであろうと思われる。その結果この国の有業人口の約七五%が今後において一般制度によつて適用を受けることになり、更にその上に鉄道職員や官吏に対するその他の公共退職制度によつて二二%が適用を受けるであろう。

(2) 新給付形態

改組法においては被保険者の扶養家族や遺族に対するいくつかの新給付が追加され、またこれらの給付の被保険者の基本(養老)保険金額に対する比率關係を修正している。これらの規定は一般に一九五〇年九月から有効となる。妻給付は、今後においては、六五歳養老受給者の妻で六五歳の退職命令に達しない者の場合にも、その妻が夫の所得を通じて児童給付受給資格を有する一八歳未満の未婚子女を有する限り同様に支払われる。また退職した婦人受給者に扶養される六五歳以上の夫について新しい給付が設定された、すなわち退職婦人の給付の五〇%に相当する金額が支給されるのである。また死亡した婦人勤労者の夫が生残し扶養を受けるべき老令の寡夫である場合についてもまた彼の妻の基本給付額の七五%に等しいものが支給される。

生残せる一人の孤児に対する給付は基本給付の五〇%から七五%に引きあげられた。この孤児が二人以上である場合は、それぞれの孤児は基本給付の五〇%に等しく二五%を追加し合計したものを受給することとなる。継子、養子ならびに被保

険婦人の子女に対する給付支払に関する規定は、扶養その他の定義の修正によつて著しく寛大化されるに至つた。扶養両親に対する給付は基本給付の五〇%から七五%に引きあげられた。最後に被保険者の死亡に際しては従来はいかなる月給付も支給されていない場合にのみ基本給付の六倍に等しい一時金が支払われたのであるが、今回の改組法においては死亡に際して支払われるべき月基本給付の三倍に等しい一時埋葬給付支給の規定が設けられた。

(3) 資格期間

給付資格取得に必要な最短期間についての条件は著しく寛大となつた。夫給付と寡夫給付を除いて(この場合は更に「一時被保険者」の身分即ち最後の十三期数のうち六期の加入期間を必要とする)すべての給付に対する資格を有するに至る「完全被保険者」資格は、加入期数が一九五〇年(或は二一歳)以後事故発生までに「従来は一九三六年以後であつたが」経過した期数の半分に等しいときに、えられることとなる。孤児給付、寡婦の母給付、一時給付は死亡せる勤労者が完全被保険者であろうと、一時被保険者であろうと継続して支給される。

一九三七年からではなくて一九五一年からの経過期数を測定することになつた本改組法における「新出発」によつて、新規に適用を受けることになつた人々の不利は除去されるし、既に六五歳以上或はそれに近い人口で新規に任意追加される多くの者が給付の資格を取得することが可能となる。完全被保険者資格としての最低要求である六

期数の条件は、四〇期数以後においてはこの資格は恒久的となるという条項と共に変らない。適用期間の一期数は暦年上の四半期の意味に定義され、五〇弗の貸銀或は一〇〇弗の自営所得というのはこの期間に法定職種において獲得されるものをいうのである。四半期毎よりはむしろ一年をもつて算定される自営所得は、通常分割されて一年の四期数のそれぞれに等額で割りあてられる。

(4) 給付額

給付金額の算定は従来同様平均月額収入の函数として、また百分率給付方式が行はれるのであるが、両変数とも寛大になつた。一九五二年中頃に始つて、一九五〇年以後に六期数の適用期間を有する人口の平均月額収入は、一九五〇年以後法定職種における総貸銀と自営所得を一九五〇年以後(或は二三歳に達した後)事故の発生前の第二四半期までに経過せる月数によつて除したものである。その他の場合或はより大なる給付が生ずる場合は、それに対応する平均は、改組前におけるように一九三七年の制度の開始と共に始まつた期間について算定することが定められる。将来における平均月額収入の算定にあつて考慮される貸銀とそれに結合せる自営所得の年最高額は三〇〇弗から三六〇〇弗に引きあげられた。その結果給付目的に対する最高月額収入は三〇〇弗となつた。一個人が貸銀と自営所得の両者を受取る場合、考慮されるべき後者の最高額は三六〇〇弗から貸銀を差引いたものとなる。

基本保険金額(すべての種類の給付は之に基いて算定の新給付方式は、一九五〇年以後

少くとも適用期間六期数をもつ人々に適用される、従つてそれは一九五二年に始めて使用されるであろう。この方式においては月の基本保険金額は、平均月額収入の最初の一〇〇弗の五〇%に、その収入の次の二〇〇弗の一五%を加えたものに等しくなる、適用期間年数についてはなんらの増加分をもみとめない。基本給付についての従来の方式は、平均月額賃銀の最初の五〇弗の四〇%に次の二〇〇弗の一〇%を加え、更に適用期間の一年毎に一%の増加分を加えるのであつた。一九五〇年以後において適用期間六期数を欠く将来の受給者とより大なる給付を生ずる人々に対しては、旧方式が一九三七年以降の平均賃銀に適用される、しかし一九五〇年以後については一%の増加分を包含することはみとめられない。このようにして算定された金額は、その場合、本法に示された「換算表」によつて増額せしめられる。この表は、従来の給付額に対し平均約七・五%の増加を「最高給付に対する約五〇%の増加から最低給付に対する一〇〇%の増加の範囲に及んで示している。本表はまた一九五〇年九月に有効なすべての現存受給者の給付金額を増加せしめるためにも使用される。

保険された個人について家族に支給される最高給付は月額一五〇弗或は平均賃銀の八〇%に但し後者の場合の限度月額四〇弗以下であつてはならないに引きあげられた。従来の最高額は八五弗、平均賃銀の八〇%或は基本給付の二倍、しかしかなる場合においても二〇弗以下であつてはひらなかつた。最高養老給付は退職單身者の場合

は月八〇弗、夫婦の場合は一二〇弗となつた。これに対応する従来の最高額は適用期間十年の場合それぞれ四四弗、六六弗であり、四十年の場合は五六弗であり、四十年の場合は五六弗、八四弗であつた。従来の最低基本給付一〇弗は現在月二五弗に引きあげられた、但し平均月額賃銀が三五弗以下である場合は平均月額賃銀三〇弗以下の場合に対する二〇弗とされる。

現行の平均養老給付月額約二六弗は四六弗に引上げられることにならうが、現在登録されている老令夫婦に対する給付は約四一弗から七五弗に引きあげられるものと豫想される。現在法定職種における平均常用勤労者が現在月額約二〇〇弗の貸銀を受ける以上、新方式の下に資格を得るに至つた場合彼とその妻の月額給付は大休一〇〇弗になるものと豫想される。

受給者が法定職種において給付の停止を受けないうで受領しうる貸銀と自営所得の額は月一五弗から五〇弗に引きあげられた。しかし今後において七五歳以上の人口にはその所得に關係なく給付が支給されることになつた。

(5) 財政

醸出額の算定に際し考慮される所得の最高は年三〇〇〇弗から三六〇〇弗に引上げられた。雇主と使用人に対する醸出率は(現在は一九五〇年、一九五一年に於てそれぞれ一・五%、それ以降二%)今後次の如く定められた、即ち一九五〇―一九五一年はそれぞれ一・五%、一九五四―一九五九年は二%、一九六〇―一九六四年は二・五%、一九六五―一九六九年は三%、一九七〇年以降は三・二五%。自営者

はその自営所得について使用人率の一・五倍を支払う、即ちその率は一九五一年一五三年の二・二五%から一九七〇年以降の四・八七五%に引きあげられることになる。

政府醸出は行われないうことになり、かかる支出をみとめていた従来の規定は改組法によつて廃止された。更に復員者の軍務についての貸銀債権のコストは政府補助金からではなくこの制度の他の財政によつて今後負担されることになる。この制度の信託基金における準備金は、従来の如く現実の醸出の徴収額に基礎をおかないで報告された値銀と自営所得の合計に適切な醸出率を適用することによつて決定されるようになるであろう。

改正後のこの制度の平準保険料コストは中間推計によれば支払貸銀の約六%になるものと思われる、これに対して改正前においては四・五%であった。新规定に基く年支払額の総計は一九五一年には約二億弗、一九六〇年には三八億弗と推計される。改正前における推計はそれぞれ九億弗と一八億弗であった。

(6) 行政

この制度の行政組織については重大な改正は行われていない。給付条項の管理は一般的に従来通り連邦保障管理部長官に委任されており、同長官は社会保障に関する機能を社会保障監督官に割当ててゐる。醸出の徴収も従来通り財務長官の監督の下に内閣税局の機能である。改正法は、新規の自営者の醸出は一般所得税の一部として賦課、算定、徴収されるであろう。この醸出の算定は、貸銀に基く醸出の場合における如く四半期基準よりはむ

しろ年基礎の下に行われるであろう。

(一) 失業保険

失業信託基金における個々の州勘定が特定水準以下に減少した場合はいつでも州勘定に対し前貸をみとめる規定は一九四九年末をもつて満期になつたのであるが、一九五一年中は再度これを実施することとなつた。更に新しく、州の失業保険制度が国法の社会保障法の要求に合致しているかどうかを調査する労働大臣の権限を制限する新规定が追加された。

(二) 公共扶助と児童福祉

(1) 廢疾者扶助

十八歳以上の困窮せる永久・全部廢疾者に対する組織的援助のために新しい制度乃至機構が創設された。この制度は一般的には現存の老令者扶助、盲人扶助、扶養児童扶助の三箇の制度の線に沿うてゐる。廢疾者扶助プランを設置する州に対しては連邦補助金がみとめられる。これらの補助金は州の平均月支払額の最初の二〇弗の四分の三に残額の半額を加えたものに等しい、但し個人に対する最高月額五〇弗の範囲内において行われる。州は、資格条件の一として、その領域内に申請直前九年のうち六年以上居住すること或は要求の提出前一年以上継続して居住することを必要としない。

(2) その他の扶助規定

連邦政府は今後、治療上のサービスに対する支払が直接その供給者に行われる場合においてさえも、扶助受給者に対する医療上の州支出のコストを分担することになる。従来は州がかかるサービ

スについて受給者に直接現金支給を行つた場合にのみ連邦政府は分担したのである。更にまた將來においては困窮せる老令者、盲人、廢疾者(公共医療機関に收容されている「精神病と結核以外の」の援助支給のコストを分担するに至る。しかしなんらかの機関に收容された者の場合の従来における連邦の参加は、私的機関の收容者に限定されている。

扶養児童が共に生活している親戚の成年者に対する支払は、現在扶養児童扶助制度の下に認められているが、連邦のコスト分担は、州がかかる親戚に対し支払う月額の最高二七弗まで適用される。州は盲人の扶助の必要性決定に際し月額五〇弗の所得を考慮することを一九五二年六月までみとめられているが、それ以降はこの所得を考慮しないことを要求されている。州はまた特に扶助を希望するすべての人口にかかる機会を与えることを要求されており、かつまた扶助を与え或は扶助を拒否された場合「納得のゆく迅速さを以て」公正な聴聞の機会を与えねばならない。

連邦の公共補助金は新法によつて始めてプエルト・リコとヴァージン諸島に拡大適用されることとなつた。しかし州に対するよりも多少とも不利な条件になつてゐる。例えばすべての補助金については五〇%であり、また連邦が分担すべき個人支払の最高額も低くなつてゐる、即ち老令扶助、盲人扶助、廢疾扶助の月額が州の五〇弗に対して三〇弗となつてゐる。公共扶助補助金の年限度はプエルト・リコは四二五万弗、ヴァージン諸島は一六万弗と規定されている。

(3) 母子福祉

母子保健・福祉サーヴィスについての州に対する連邦補助金として認められた年総額は一九五一年以降二二〇万弗から四一五〇万弗に増額せられた。母子保健に対する年補助金は現会計年度においては一一〇〇万弗から一五〇〇万弗に増額され、一九五一年六月三十日以後は一六五〇万弗となつた。不具児童に対する補助金は現会計年度においては七五〇万弗から一二〇〇万弗に、一九五一年六月三十日以後は年一五〇〇万弗に増額され、児童福祉サーヴィスに利用されるべき補助金は年三五〇万弗から一〇〇〇万弗に引きあげられた。

(四) 将来における研究

上院において前記改組法が通過した当日、財政委員会に次の諸事項につき周到なる調査を行うことを指命する決議が採択された、即ち今後社会保険立法においていかなる修正を行うべきか、これには次の如き事項の研究が含まれている。提案された適用範囲の普遍的な賦課方式の制度、農業経営者や常用にあらざる農業労働に対する適用の拡大、賦課方式に対する準備金制度、老令者に対する労働機会の増大、私的年金制度に対する社会保険手段の関係、廢疾労働者の扶助と救済等の研究。

(Industry and Labour, Vol. IV, No.8, 15
Oct. 1950 (142))

表 図

グレートブリテンの人口ピラミット 1891年、1947年

